

## 小・中学校における特別なニーズ教育への特殊教育分野からの支援に関する実践

滝川 国芳 (福井県特殊教育センター)

### I はじめに

日本の義務教育制度は、昭和54年度からの養護学校教育の義務制が施行されたことで完成をみた。そして義務制施行後、障害の程度が中・重度の児童生徒への教育は今日までに充実したものになってきたといえよう。しかしながら、軽度の障害をもつ、あるいは障害というほどではないものの何らかの気がかりな面をもつ児童生徒への教育に関しては今日に至るまで手薄になっていたことは否めないのではないだろうか。

ここ数年、「いじめ」、「学級崩壊」、「不登校」など、小・中学校を取り巻く教育問題が話題になっている。様々な原因が考えられているが、その一つに特殊教育諸学校や特殊学級に在籍するほどの障害はないものの、通常学級において何らかの配慮なしには学校生活をするのが困難な児童生徒の存在があげられている。また、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)といわれる子どもたちの存在も、小・中学校で話題となっている。

山口(1999)<sup>1)</sup>は、文部省が近い将来、特殊教育の対象に学習障害(LD)児等を含めることになると、我が国の特殊教育に抜本的な変革がもたらされることになり、日本の特殊教育は障害児のための教育から特別な教育的ニーズを有する子どもの教育、すなわち特別なニーズ教育へ転換することになると論じている。

干川ら(1999)<sup>2)</sup>は、日米の特殊教育対象児童生徒の割合を比較し、米国では通常の学級の中にいる軽度の障害(学習障害や軽度精神遅滞など)のある児童生徒に対して特殊教育のサービスが提供されているが、わが国では通常の学級にいる軽度の障害児に対して通級による指導がなされているものの、米国(12%)に比べその指導を受けている児童生徒数の比率(1%)は極めて低い、と述べている。また、国立特殊教育総合研究所が1995年に小学校2年生から6年生までの1万8千人の児童を対象に教師へのアンケートを実施した結果、国語と算数のどちらかまたは両方に2学年以

上遅れている児童の割合は、小学5年、6年になると9%を越えるということが明らかになった<sup>3)</sup>。これらことから、日本においても特殊教育の対象とはなっていないものの、学習上困難を示す児童生徒が小学校の通常の学級に在籍し、何らかの教育的配慮を必要としていることがわかる。

筆者が所属する福井県特殊教育センターでは、昭和58年の開所当時より、通常の学級に在籍し特別な教育的ニーズを有する児童生徒を対象に学校へ出向いて指導を行う「学校巡回指導」を実施している。

本研究では、福井県特殊教育センターが実施している「学校巡回指導」システムを紹介し、通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを有する児童生徒への教育的対応について、通常の学校教育への特殊教育分野からの支援という観点から考えてみたい。

### II 通常の学級に在籍し指導上特別な援助を必要としている児童生徒への教育に関する施策の変遷

日本において、通常の学級における特別な教育の必要性が論じられたのは、近年に始まったことではなく、20年以上前から行われていた。そこで、通常の学級における児童生徒への特別な教育的支援に関する施策の変遷について、これまでに出された文部省への答申等を中心にまとめてみる。

#### 1-1) 特殊教育の基本的な施策のあり方について (報告)<sup>4)</sup>

通常の学級に在籍し指導上特別な援助を必要としている児童生徒への教育は、昭和44年に特殊教育総合研究調査協力者会議から、「特殊教育の基本的な施策のあり方について(報告)」が文部省に提出されたことにより、はじめて積極的な施策を見ることになる。

この報告の中で、『心身障害児の個々の状態に応じ、可能な限り普通児とともに教育を受ける機会を多くし、普通児の教育からことさらに遊離しないように

する必要がある。(I 特殊教育の改善充実のための基本的な考え方 2 普通児とともに教育を受ける機会を多くすること)、『ア 普通学校に在学し、特定の時間、特別の指導を行うことによって、普通児とともに学習することが可能な心身障害児については、その障害の種類・程度により、必要な施設設備を普通学校に整備し、専門の教員の配置を図るなどの措置を講ずること。また、地域や児童生徒の実態によっては、専門の教員が一定地域内の学校を巡回して特別の指導を行うようにすること。イ 特殊教育諸学校または特殊学級に在籍し、特定の時間普通児とともに学習することが可能な心身障害児については、その障害の種類・程度等により、可能な範囲で普通学校または普通学級において指導できるようにするため、関係の学校または学級相互の間の提携協力を図るなど必要な措置を図ること。(II 特殊教育の改善充実のための施策 (1)普通学校における指導体制の整備)』と記されている。

### 1-(2)軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)<sup>5)</sup>

昭和53年には特殊教育に関する研究調査会から、「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方(報告)」が文部省に提出された。この報告書には『心身障害児に対する教育については、盲学校、聾学校又は養護学校においてその心身の障害の状況に応じた教育を施すことの必要性とともに、小学校又は中学校における心身の状況に応ずる弾力的、かつ、柔軟な教育形態の可能性などを考慮し、学校教育全体を通じてもっともふさわしい教育の場を求めるという立場から考えなければならない。(中略)この具体的方策は、まず、どのようにして教育措置を決定するか、次に、特殊学級への通級、特殊学級との通常の学級の交流、専門教師の巡回による指導など多様な指導形態のいずれを指導内容の必要性との関連のもとに選択するか、という二つの観点から構成されており、小・中学校における軽度心身障害児に対する弾力的、かつ柔軟な教育の可能性を具体的に追求しようとしたものである。』と記されている。

これら二つの報告書から、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、普通学校または普通学級において設備を整えたり巡回指導など多様な指導方法を弾力的に運用することを求めていることがわかる。

### 2. 通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)<sup>6)</sup>

その後、特殊学級に在籍していない児童生徒が数単位時間を特殊学級で指導を受ける形態が存在したもの

の、制度的には曖昧な形態であった。

これらの具体的な施策が全国的な制度として運用されるには、平成4年に、通級に関する調査研究協力者会議がまとめた「通級による指導に関する充実方策について(審議のまとめ)」を経て、平成5年4月1日から施行された「学校教育法施行規則第73条の21第1項の規定による特別の教育課程」、いわゆる「通級による指導」の開始を待つことになる。この「通級による指導」とは、小学校又は中学校に在学する心身の障害の程度が比較的軽度な児童生徒に対する指導の一層の充実を図る観点から、小学校等の通常の学級に在籍する心身に軽度な障害がある児童生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる指導をいう。また、学習障害児等に対する対応についても、先の審議のまとめの中で述べられており、学習障害児等の問題が教育上、今日的な課題となってきたことを示している。

### 3. リーフレット：学習障害(LD)児等の理解に向けて 見つけよう一人一人を一学習上特別な配慮が必要な子どもたち<sup>7)</sup>

平成7年に文部省は、「学習障害(LD)児等の理解に向けて 見つけよう一人一人を一学習上特別な配慮が必要な子どもたち」というリーフレットを全国の小・中学校教師を対象に配布した。このリーフレットでは、学習上のつまづきのある子どもに対しては、通常の学級においても特別な援助や配慮が大切であり、一人一人の子どもに合った取り組みを工夫することが大切であることを提示している。

### 4. 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第1次答申)<sup>8)</sup>

平成8年7月に文部省の中央教育審議会が出した「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第1次答申)」において『[8] 障害等に配慮した教育の充実：障害が軽度な子供たちには、通常の学級に在籍しつつ、一定時数、別に特別の指導を受ける通級指導が拡充されつつある。(中略)また、学習障害(LD)児に対する指導内容・方法等についての研究を一層促進する必要がある。(第2部 学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方、第1章 これからの学校教育の在り方、(2)新しい学校教育の実現のための条件整備等)』と提言している。また、同年9月の第2次答申においても同様の提言がなされた。

### 5. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾

### 学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）<sup>9)</sup>

前述の中央教育審議会の提言を受けて、平成10年7月の教育課程審議会が答申した「幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）」では、『(ウ)学習障害児への対応：学習障害（基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害）については、この分野の研究自体が比較的新しいこともあり、各学校における理解が未だ十分でない状況にある。この点で、まず学校教育において、教育上配慮すべき障害の一つであることについて、広く啓発を図る必要があると考える。また、このような児童生徒については、特殊教育の専門家の指導・助言を得ながら、個別の指導計画を作成するなど、児童生徒の実態に即した適切な指導が行われるようにする必要があると考える。(I 教育課程の基準の改善の方針，3 各学校段階等ごとの教育課程の編成及び授業時数等，(5)盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の編成と年間授業時数等，ウ 特殊学級及び通級による指導等に関する教育課程)』と、小・中学校における学習障害児等への指導について明記された。

### 6. 学習障害児に対する指導について（報告）<sup>10)</sup>

平成11年7月に、学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議から「学習障害児に対する指導について（報告）」が文部省に提出された。この報告書では、学習障害の定義の明確化を図るとともに、判断・実態把握基準，指導方法，指導の形態と場についても具体化している。特に，指導形態と場の項においては、「専門家による巡回指導」の充実を求めており，教員に対する指導方法等の直接指導の他に，必要に応じて児童生徒への指導の検討を促している。

以上のような経過で，通常の学級に在籍し指導上特別な援助を必要としている児童生徒への教育が論じられ，より適切な教育の実施に向けてこれまでにはなかった教育システムが生まれつつある。

## III 福井県特殊教育センターの「学校巡回指導」について

### 1. 福井県特殊教育センターの概要

福井県では，昭和58年に医療・福祉部門を担当する福井県小児療育センターと教育部門を担当する当センターおよび福井東養護学校（肢体不自由・病弱）が福井県立病院に隣接して設置された。福井県特殊教育センターは，昭和44年に文部省に提出された「特殊教育の基本的な施策のあり方（報告）」（特殊教育総合研究調査協力者会議）をもとに，福井県における特殊教育の充実を図るために作成された「福井県特殊教育センター設置計画」に沿って，施設及び業務内容が整備された。

教育相談グループ，教育指導グループ，巡回指導グループの3つのグループを設け（図1），所長以下18名の所員が次のような業務・事業を行っている。

- ・日常生活や養育，就学，教育，進路などの来所相談，出張相談，電話相談
- ・発達に気がかりな面のある主に幼児の通所による個別指導，保護者相談，在籍園との相談
- ・小，中学校の通常学級に在籍し，特別な教育的ニーズを有する児童生徒を対象に，学校に出向いて行う指導
- ・特殊教育に関する研修講座の開催（初任者研修・経験者研修を含む）
- ・特殊教育に関する調査，研究および啓発活動の推進
- ・教材，教具の開発
- ・医療，福祉との連携による巡回教育相談活動事業

### 2. 学校巡回指導

#### (1) 学校巡回指導とは

「学校巡回指導」システムは，小・中学校の通常の学級に在籍し，情緒や言語に気がかりな面がある児童生徒を対象に，担当者が学校へ出向いて個別の指導を行うもので昭和58年の開所当時から運用されている。巡回指導は，保護者の了解を必ず得た上で実施しており，指導の頻度は，週1回から2回程度である。なお，特殊学級，通級指導教室が設置されている学校への巡回指導は原則として行っていない。

学校巡回指導の申請から指導開始，及び指導終了までの基本的な流れは図2の通りである。

#### ・申請受理

各学校から市町村教育委員会を通じて巡回指導の申請が提出されると原則として教育相談グループが直接学校を訪問し，担任との懇談，保護者との面談，対象児童生徒の行動観察等を行い，申請対象児の状態を把握する。

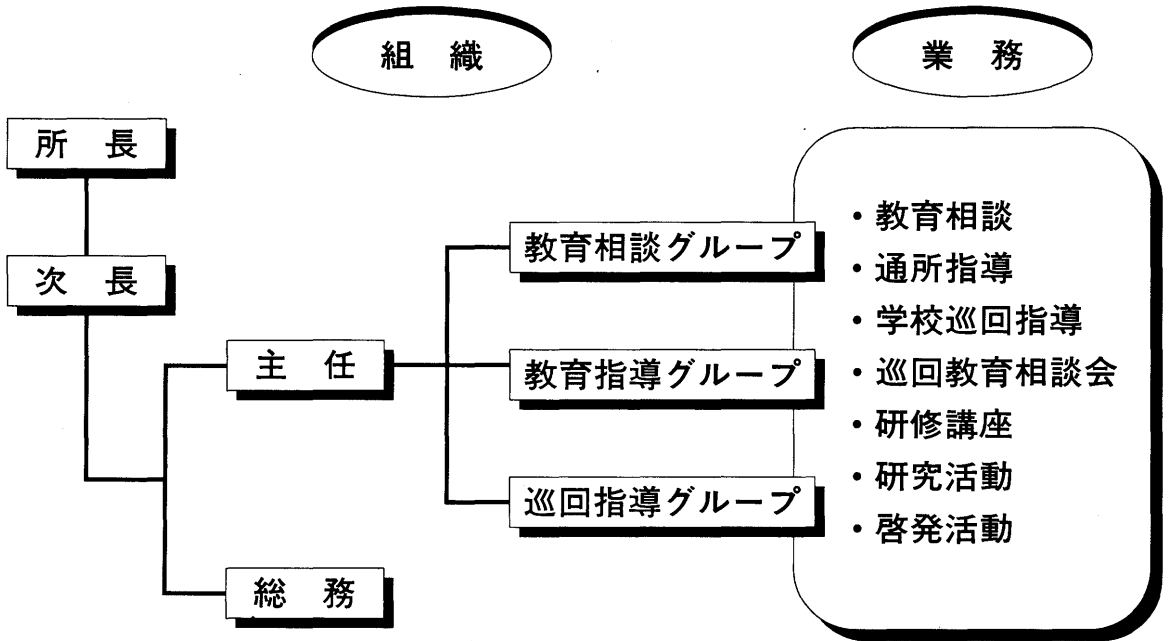


図1 福井県特殊教育センターの組織と業務

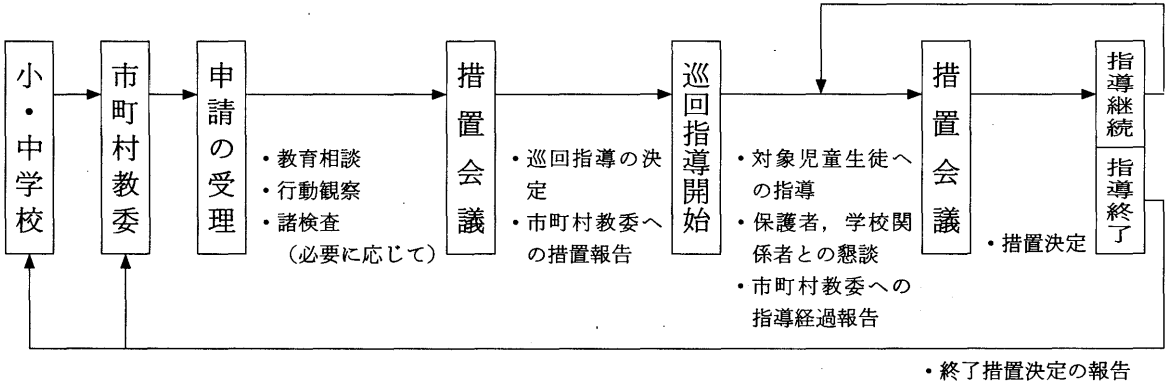


図2 学校巡回指導業務の流れ

・措置会議

所内の措置会議において巡回指導が適当か、学校で配慮をして指導するのが適当か、医療機関等を勧めるのが適当かを協議し措置を決める。

・指導終了

巡回指導の終了は、情緒、言語面の気がかりな面が改善、あるいは学校が適切な対応が可能になった時点で措置会議において決める。その措置の結果については、市町村の教育委員会を經由し学校へ通知される。

(2) 平成10年度の学校巡回指導について

巡回指導の対象児の人数は、開設当初から数年間は年間40名以下であったが、平成3年頃から学校巡回指導のニーズが少しずつ高まり平成9年度には3倍の120名を超える人数となった。

平成10年度の巡回指導の対象者は118名で、総指導回数は、1,857回である。学年別、障害別の内訳は表1のとおりである。小学校低・中学年の割合が約70%を占めている。障害別に見ると、言語面が約40%、情緒面

表1 平成10年度学校巡回対象児童生徒の障害別・学年別内訳

(人)

学年	障害	言語障害					情緒障害					
		構音	吃音	難聴	言語発達遅滞ほか	合計	情緒不安定	自閉	緘黙	その他	合計	総合計
小学校	1年	5	0	0	8	13	10	1	0	5	16	29
	2年	8	1	0	5	14	7	2	0	5	14	28
	3年	1	0	0	4	5	4	0	0	2	6	11
	4年	3	0	0	1	4	5	1	1	4	11	15
	5年	0	0	1	4	5	6	1	1	4	12	17
	6年	0	0	1	4	5	2	0	3	3	8	13
中学校	1年	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2
	2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3年	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	3
合計		17	1	2	27	47	35	5	5	26	71	118

が約60%で、情緒面で気がかりな児童生徒への巡回指導の申請の割合が毎年増加傾向にある。特に、「注意の集中が困難」、「多動」といった特徴を示す子どもたちが増加しており、「教室に入れない」というケースも増えている。

### (3) 学校巡回指導システムの実際

学校巡回指導システム開始当初は、巡回指導担当者が対象児童生徒の障害の改善を主なねらいとした治療教育を行うという意味合いが強く、児童生徒への直接的な個別指導に大半の時間を費やしていた。しかし、巡回指導のニーズが高まり申請数が急増し始めた平成4年度より、当センター所内において学校巡回指導のあり方を見直す研究が進められた。その結果、対象児童生徒への直接的な個別指導だけでは児童生徒を取り巻く様々な問題解決までに至ることは少なく、毎日接している保護者や担任、その他の先生方からの適切な援助が不可欠であり、児童生徒の周囲の人的環境を整えることの重要性が明らかになった。<sup>11)12)13)</sup>また、保護者や担任が対象児童生徒の諸問題を一人で抱え込んで困っている事例が多く、学校全体で、また家庭と学校が密に連携して対象児童生徒を支援するように、巡回指導担当者がマネージメントすることの大切さも提言された。このように、学校巡回指導システムは、「治療的な教育システム」の様相から「対象児童生徒を総合的に支援するための教育相談システム」の様相へと徐々に変化してきた。

図3は、現在の学校巡回指導システムを示したものである。

#### ①対象児童生徒への直接的支援

学校巡回指導担当者が、週1回から月1回程度、学校へ出向き教育課程上の1単位時間を原則と行う。指導形態は、個別指導が中心であるが、児童生徒の状況によって個別指導だけではなく、授業の中にかかわるティームティーチングや小集団による指導の形態をとることもある。かかわりの中で児童生徒との信頼関係を構築しながら、教育的なニーズを明確にし、個別教育プログラム等を作成するなどして、教育的支援が適切に行われるようにしている。また、夏期休業等で学校巡回指導が行われない期間は、当センターへの来所により指導を行うこともある。

#### ②対象児童生徒への間接的支援

##### 1) 保護者への支援

巡回指導担当者は、保護者が日常的に相談できる信頼関係を築くように努めている。日々の相談はもちろんであるが、保護者、担任、巡回指導担当者の三者間で連絡帳をやりとりし、家庭、学校、巡回指導時間それぞれの様子や思いを中心に記入するようにしている。また、各学期末には三者懇談会を実施し、三者が直接顔を合わせて話し合いの機会を設定している。必要に応じて電話相談も行っている。保護者は、学校や担任に対して不信感をもっていることも少なくなく、両者の関係をコーディネートすることもある。

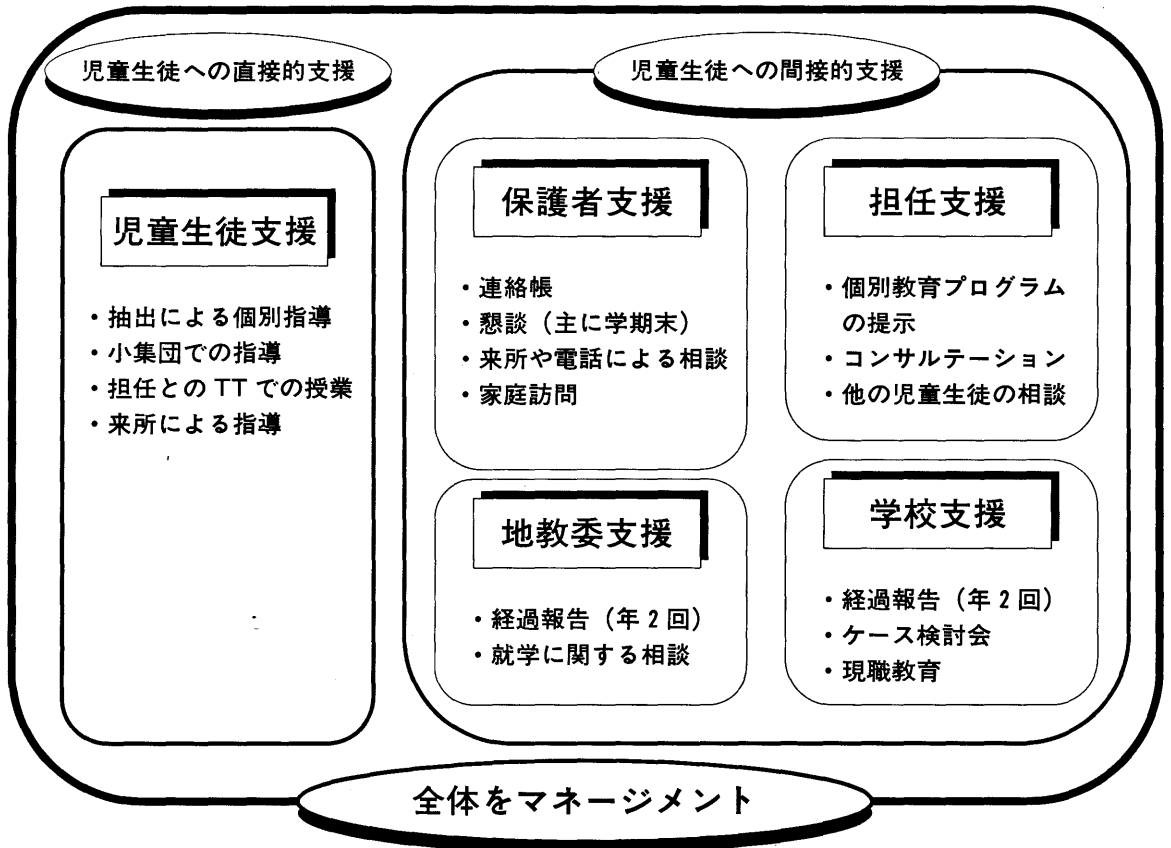


図3 学校巡回指導システム

2) 担任や学校の先生方への支援

担任とは、対象児童生徒への巡回指導終了後に10～30分程度の懇談を日常的に行うようにしている。多くの担任は、対象となる児童生徒に対して何らかの特別なかわりの必要性を感じてはいるものの、具体的な手段がわからずに悩んでいることが多い。巡回指導担当者が担任とともにかわり方や教育の方針を考えることで、適切な教育的支援を担任が実施することができるようになる。

また、学校全体で担任を支えてもらうために、管理職や他の先生方とも懇談やケース検討会をしたり、学校からの要請で現職教育などの教職員研修の講師を引き受けたりしている。

3) 地域の教育委員会との連携

市町村教育委員会とは、教育長や就学事務担当者に巡回指導担当者が直接会って、巡回指導の経過報告を年2回行っている。保護者や学校との相談の中で就学に関することが話題になることもあり、日頃から地域

の実情を把握するためにも教育委員会との連携も重要になる。

(4) 学校巡回指導システムの長所と短所

①学校巡回指導システムの長所

- ・来所や通所での相談システムと異なり、巡回指導担当者が学校へ直接出向くことで、対象児童生徒の学校生活の様子や担任や学校の現状が抱えている問題を的確に把握することができる。

- ・幅広い年齢層、地域を対象として、機動的に対応することができる。

- ・対象児童生徒と原則として週1回から2回の頻度でかわりをもつことができるため、小さな行動変化にも対応することが可能になる。

- ・第三者の行政的立場でかわるため、地域の教育委員会や学校の管理職とも懇談しやすい。また、保護者との信頼関係が構築しやすい。また、就学問題が焦点になるケースにおいては、学校と保護者が一緒になって考える状況をマネジメントしやすい。

・対象以外の児童生徒の相談にも柔軟に対応することができる。

・巡回指導担当者同士の情報交換により、より多くの学校での事例を知ることができる。また、センター所内において教育相談グループ、教育指導グループと日常的に連携をとることで、より適切な対応が可能となる。

#### ②学校巡回指導の短所

・巡回指導担当者の人数が固定されており、巡回指導申請数が増加すると担当者の受け持ち数が比例して増加していく。

・巡回地域が広域になり、多数の対象児童生徒とのより丁寧なかかわりができなくなる。

## IV ま と め

通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズを有する児童生徒への教育に関する法律が存在していない現在、これらの児童生徒への教育的支援は、関係者の裁量にゆだねられている。しかし、我が国の施策の変遷で記したように、学校教育全体において弾力的に教育形態を考慮して一人ひとりのニーズに合った教育の場を用意することの必要性は、その度述べられてきた。そして、平成5年度から「通級による指導」が制度化され運用されるに至った。平成11年7月、学習障害児及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議の報告において「通常の学級における指導の形態と場」が具体的に提言され、今後早期に制度化されることが期待される。

「専門の教師、職員による学校への巡回指導」についても、その重要性が各施策の中で論じられている。このような中、福井県特殊教育センターの「小・中学校への学校巡回指導システム」は、昭和58年から県の単独事業として実施されてきた全国でも珍しいシステムである。学校巡回指導担当者は、盲学校、ろう学校、養護学校教諭免許状のいずれかを有していることから、当センターの学校巡回指導システムを、特殊教育の分野から通常の学校教育への支援とみることができるとであろう。

日本が現在抱えている教育問題の大きな原因として、「40人」という小・中学校での学級編成基準人数の多さが取り上げられることが多い。当センター学校巡回指導の対象児童生徒が在籍する1学級の人数には幅があり、10人以下であったり複式学級による少人数であったりするケースもある。このことから、他の先進国に比べて多いといわれる我が国の学級編成基準人数

の40人を減数することだけで、直ちに特別な教育的ニーズをもつ児童生徒への適切な教育支援にはつながらないであろう、と推測される。レナ・セレー(1994)<sup>14)</sup>が、すべての子ども達に適切な教育サービスを供給するためには、特殊教育教師と普通教育教師の間の資源の共有、専門知識の共有が必要である、と指摘しているように、特殊教育の関係者が通常の学級教育に直接かかわっていくことが、教育問題解決のためにも今後不可欠になると考える。

福井県内のある地域において「通常の学級における気がかりな児童への対応」というテーマで行われた小学校生徒指導研究会での通常学級担任の感想に「普通学級に在籍する児童への個に応じた指導に欠かすことのできない視点が特殊教育にある。特殊教育に対する視点をもつこと、学校巡回指導等のシステムを充実させていくことは重要になっていると感じている。」「担任をしている児童の数だけ、指導方法があるということを改めて感じた。」とあり、通常の学級の教師も特殊教育分野からの支援を必要としていることがうかがえた。その一方で「普通学校の先生は、特殊教育に関することをほとんど知らないと思う。」という感想もあり、特殊教育分野での実践を通常の学級の教師に啓蒙していく必要もある。

1994年のユネスコとスペイン政府の共催による「特別なニーズ教育に関する世界大会」での「特別なニーズ教育に関するサマランカ声明と行動大綱」<sup>15)</sup>においても、「特別な教育的ニーズを有する子どもは、彼らの効果的な教育を確保するために必要な特別な援助はどんなものであれ、インクルージョン学校の内部で受けるべきである」と示され、障害児の教育が通常の学校制度の中で提供されるべきであるという理念が明確にされた。山口(1998)<sup>16)</sup>は、インクルージョン教育は特殊教育の今後進むべき途の世界的趨勢であることは間違いないと報告するなど、遅かれ早かれ日本においても、障害をもつ児童生徒が特別な教育的配慮のもと(これまでにはなかった教育形態も含む)で、小・中学校に在籍して学ぶという方向にすすんでいくであろうと考えられる。

現在の学校巡回指導システムの短所にあげた、「巡回地域の広域化、担当児童生徒の増加による巡回指導サービスの低下」の改善策として、特殊教育に関する専門家が多く在籍する特殊教育諸学校を相談センターとして運用し地域の小中学校への巡回指導を実施する、という方略が考えられる。このことは、平成9年1月に特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者

会議が出した「特殊教育の改善・充実について（第1次報告）」<sup>17)</sup>にも特殊教育諸学校における教育相談機能の拡充が記されている。特殊教育諸学校は、全国の都道府県において各地域におおよそ適正に配置されていると考えられ、特殊教育分野からの通常の学校教育への支援を行う場合、運用方法によってはかなり即戦力になり得ると考えられ、特殊教育諸学校教師の教育相談等の技量向上に関する研修が早急に望まれる。

以上のように、福井県特殊教育センターが実施している学校巡回指導システムは、特別な教育的ニーズに応えるための教育形態として、そして通常の学校教育と連携して取り組む特殊教育分野からの教育支援として運用されている。インクルージョンや特別なニーズ教育という新たな概念が生まれ、障害の有無を問わず可能な限り通常の学校で教育する考え方が主流になりつつある現在、特殊教育に対して通常の学校教育から支援を求められる機会が増加すると考えられる。今後、特別なニーズ教育という観点から学校教育を捉えることで、特殊教育と通常教育というこれまでの概念がボータレス化していくであろう。そして、児童生徒の個別的教育ニーズに応えるためのより柔軟な教育形態を検討しなければならない。どの形態においても児童生徒を取り巻く関係機関および関係者を第3者の立場から支援するコーディネータの役割を教育システムに位置づける必要がある。

## V 文 献

- 1) 山口薫 (1999) 学習障害・学習困難と SNE. SNE ジャーナル, 4(1), 5-23.
- 2) 干川隆・大城英名・渡邊章・武田鉄郎 (1999) 学習に困難を示す児童生徒の教育実践. 学習に困難を示す児童生徒の指導方法と援助システムの開発に関する共同研究 (財団法人心身障害児教育財団). 13-17.
- 3) 国立特殊教育総合研究所 (1995) 特別報告書: 教科学習に特異な困難を示す児童・生徒の類型化と指導法の研究.
- 4) 特殊教育総合研究調査協力者会議 (1969) 特殊教育の基本的な施策のあり方について (報告).
- 5) 特殊教育に関する研究調査会 (1978) 軽度心身障害児に対する学校教育の在り方 (報告).
- 6) 通級に関する調査研究協力者会 (1992) 議通級による指導に関する充実方策について (審議のまとめ).
- 7) 文部省 (1995) リーフレット: 学習障害 (LD) 児等の理解に向けて見つめよう一人一人を一学習上特別な配慮が必要な子どもたち一.
- 8) 文部省中央教育審議会 (1996) 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (第1次答申).
- 9) 文部省教育課程審議会 (1998) 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について (答申).
- 10) 学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議 (1999) 学習障害児に対する指導について (報告).
- 11) 齋藤亮一・高野幸嗣・小杉真一郎・森川美恵子・奥村みゆき (1996) 通常の学級における個別的配慮の必要な子への援助のあり方(1)一巡回指導を通して一, 福井県特殊教育センター研究紀要, 13, 24-31.
- 12) 森川美恵子・小杉真一郎・齋藤亮一・滝川国芳・奥村みゆき (1997) 通常の学級における個別的配慮の必要な子への援助のあり方(2)一巡回指導を通して一, 福井県特殊教育センター研究紀要, 14, 20-27.
- 13) 滝川国芳・小杉真一郎・近藤智栄実・齋藤亮一・藤嶋恵 (1998) 通常の学級における個別的配慮の必要な子への援助のあり方(3), 福井県特殊教育センター研究紀要, 15, 22-29.
- 14) レナ・セレー (1994) 世界の特殊教育の状況及び将来の展望. 平成5年度特殊教育シンポジウム「コミュニケーション障害への援助」報告書, 国立特殊教育総合研究所, 96-112.
- 15) 窪島務 訳 (1995) 特別なニーズ教育とサマランカ声明と行動大綱, 「特別なニーズ教育とインテグレーション」学会 第1回研究大会発表要旨集録, 76.
- 16) 山口薫 (1998) 視点「インクルージョン」, リハビリテーション研究, (財)日本障害者リハビリテーション協会発行, 94, 1.
- 17) 特殊教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議 (1997) 特殊教育の改善・充実について (第1次報告).